

### 海面利用における漁業調整の課題

令和2年12月に改正漁業法が施行された。資源管理や海面利用制度等についての見直しが行われ、水産資源の適切な管理を基本とした水産業の成長産業化が掲げられた。日本の漁業、養殖業の生産量はピーク時の三分の一に減少し、積極的な生産体制の構築が必要とされるなかで、沿岸海域の有効利用は、漁業、養殖業振興の重要な課題の一つである。国は「海面利用制度等に関するガイドライン」で海面の有効活用を図る必要性を指導しているが、各地域の生産現場では効果的な伸展が図られていない。

漁業者の高齢化や後継者不足で多くの漁場では利用率は低下し、過疎地域では空き漁場が固定化している。漁場の利用促進に消極的な地域では、世代交代や漁場の引継ぎが遅れ、新規参入の促進や漁場活用の最適化が進展していない。また漁場利用の流動化を図るため、未活用漁場や低利用漁場について具体的な所在等の情報開示が進んでいない。水産庁のウェブサイト「海しる」は参入希望者に必要な情報が網羅されず、情報提供窓口としての機能を果たしていない。漁場の有効活用による漁業生産量の向上が図られていない。

漁業権取得後の漁場利用では、漁獲報告の義務や数量管理が求められる、水産流通適正化法が施行され、罰則規定も強化されたが、養殖物や漁獲物の生産や流通に関する履歴の信憑性を疑われる事例が後を絶たない。漁獲数量等の正確性が担保されず、適切な資源管理が出来ない状況にある。

漁業調整は漁業秩序の維持と円滑な操業確保のため漁業者間の利害関係を調整する作業で、都道府県の役割である。多くの場合、同一地域内の組合員や漁協、企業などが紛争当事者となり、地元地区内の思惑や人間関係等が影響し、調整は困難である。その公的役割を多くの都道府県では管轄漁協に依存している。調整過程での状況把握も漁協を介して間接的に行われていることから、行政主導の漁業調整ではなく漁協系統組織内部の調整に終始し、一般社会に受入れ可能な、開かれた漁業調整には程遠いと思われる。

漁協内部の合意形成が変化を望まない硬直的な結果となる場合、漁協の総会や理事会が、地域内の人間関係を重要視し、個人的対立を回避するため多数決の採択を避け、全会一致を基本とすることが要因にある。また前浜の漁場が他者に利用されることに抵抗感を示す地元漁業者や漁場の所有者意識を持つ組合員の反対意見も強く反映される。限られた地域の漁業者で構成される既存の漁協組織では、国全体の指針や都道府県の広域的なニーズを共有することは困難である。

水産業の成長産業化と持続可能な漁業への転換には行政主導の漁業調整を行うことが重要であり、漁業権漁業から国直轄の漁業許可と漁獲可能量割当による沿岸漁業に移行する必要がある。また漁業調整における市町村の役割強化や漁協系統組織の広域合併の必要性など具体的に定めることも重要である。生産者の漁業資源に対する意識改革を前進させ「海洋資源は国民の共有財産」を基本とし、多くの国民が参加した海洋利用であることを目指すべきである。